

○総務省告示第二百七十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十六条第一項の登録をしたので、同法第九十条第一項の規定に基づき、次のように告示する。

令和四年八月二十五日

総務大臣 寺田 稔

一 登録認定機関の名称及び住所

DEKRAサーティフィケーション・ジャパン株式会社

東京都立川市曙町一丁目二八番一〇号ウエストウイング七階

二 登録に係る事業の区分

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）第四条第一号及び

第二号

三 技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地

神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町一三四横浜ビジネスパークウエストタワー七階

四 技術基準適合認定の業務の開始の日

令和四年九月一日